

平成21年6月19日

国際裁判管轄法制に関する中間とりまとめのためのたたき台(4)

第7 国際裁判管轄に関する一般的規律

事案の具体的事情を考慮して管轄を排除するための規律については、以下のとおりとすることでどうか。

第一審裁判所は、第1から第5までの規律によって日本の裁判所に訴えを提起することができる場合においても、事案の性質、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所において事件を審理することが当事者間の衡平を害し、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

(補足説明)

1 本文について

本文は、第5回部会における議論を踏まえ、国際裁判管轄の管轄原因が国内に存在する場合であっても、事案の性質、当事者及び証人の住所、検証物の所在地その他の事情を考慮し、当事者間の衡平を害し、又は審理の迅速・適正を妨げるおそれがあると認めべき特別の事情があるときは、訴えを却下することができることとするものであり、最判平成9・11・11民集51巻10号4055頁（以下「最判平成9年」という。）の判示する内容と実質的には同内容の規律を提案するものである。

本文が掲げる具体的な考慮要因は、民事訴訟法第17条、消費者契約法第44条等の文言、過去の裁判例などを参照したものであり、(i)事案についての客観的な事情（請求の内容、契約地、事故発生地等）を含むものとして「事案の性質」を、(ii)当事者に関する事情として「当事者の住所」を、(iii)証拠の所在として「尋問を受けるべき証人の住所」「使用すべき検証物の所在地」を掲げているが、具体的にどのような事情を例示すべきかについてはなお検討を要する。

2 部会資料12の本文②について

部会資料12においては、日本の裁判所が国際裁判管轄を否定して訴えを却下する場合に、当該事件について外国の裁判所が管轄を有していることを独自の要件とするとの考え方（甲案）と独自の要件とすることなく、特段の事情の要素として考慮するとの考え方（乙案）を提示した。

第5回部会においては、外国の裁判所の管轄権の有無は特段の事情の要素に含めて考慮すれば足り、独自の要件として裁判所が必ず認定をしなければならないとすると手続が重くなるなどの指摘がされ、乙案を支持する意見が大多数であった。そこで、本文は、この意見を前提とし、外国の裁判所が管轄を有するかどうかを独自の要件とはせず、特段の事情の一要素として考慮することとしたものである。

3 部会資料12の本文③について

部会資料12においては、訴えを却下すべき特段の事情が認められる可能性が高いが、外国の裁判所が当該事件について管轄権を有するかどうかを判明しないため、訴えを却下することができないなどの場合において、訴訟手続の中止を認める考え方（A案）と中止に関する明示的な規定を設けないとの考え方（B案）とを提示した。

第5回部会においては、国際裁判管轄が問題となる事例においては、国際訴訟競合の場合以外に、外国の裁判所の管轄権の有無が判明するまで訴訟手続を中止することが必要な場合はそれほど考えられず、かえって中止制度を設けることにより手続が遅延するおそれがあるなどの指摘がされ、B案を支持する意見が多数であったことから、B案を採用することとしたものである。

（注）

緊急管轄については、第5回部会においては、規律を設けるべきであるという意見と、規律を設ける必要性は乏しく、解釈に委ねるべきであるという意見とに分かれた。我が国においては、これまで緊急管轄について明示的に判断した裁判例はなく、その要件についても様々な見解があり得るところ、規律を設ける必要性の有無、規律を設けるとした場合の具体的な規律の内容について、なお検討する必要がある。

第8 国際訴訟競合に関する規律

国際訴訟競合については、以下のような考え方があるがどうか。

【甲案】

【A案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

【B案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

(補足説明)

1 甲案について

甲案は、外国裁判所の判決と日本の裁判所の判決の抵触を防ぐ必要があることなどを考慮して、一定の規律を置くことを提案するものである。

(1) A案について

A案は、国際訴訟競合を、国内の重複起訴の禁止（法第142条）と同様、訴えの利益の問題と理解し、外国裁判所に既に係属している訴えと同一の訴えが日本の裁判所において提起された場合を規律の対象とした上で、外国裁判所に係属する事件が判決により完結し、その判決が確定して法第118条により承認されることと見込まれるときは、当事者の申立て又は職権により、訴訟手続を中止することができるものとするものである。この案は、中止を義務付ける規定ではないので、上記要件に該当するとしても、裁判所が、事案の具体的な事情に照らし、訴訟手続の中止をすることが相当ではないと認めるときは、中止をせずに審理を行うことができることを含意している。

また、A案は、訴訟手続の中止についての決定に対して不服申立てをすることを認めるものである。国際訴訟競合の場面（とりわけ原被告反対型）においては、日本の裁判所の訴訟手続の中止を求める一方当事者と、日本において確定判決を得て外国裁判所の判決の承認執行の拒絶を求めようとする他方当事者が、訴訟手続の中止をめぐる対立することも考え得ることから、不服申立ての制度を設けることにより当事者の手続保障を図るものである。

(注1)

不服申立てのあり方（中止の決定及び中止の申立てを却下した決定に対する即時抗告を認めることとするかどうかなど。法第21条、破産法第24条1項など参照）、中止を取り消す決定に関する規律の要否及びこれに対する不服申立てのあり方（法第131条第2項、破産法第24条第2項、第4項など参照）については、どう考えるか。

(注2)

国際訴訟競合の場合に、日本の裁判所に提起された訴えを却下することについては、どう考えるか。

訴訟は様々な原因で完結し得るので、外国裁判所における訴訟が判決により完結する蓋然性が高いと認定し、又は、外国の判決がされる前に承認要件を充足すると判断することには困難な面があると考えられるが、却下に関する規定を設けるとすれば、次の規律が考えられる。

外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定する蓋然性が高く、かつ、確定した判決が民事訴訟法第118条の規定により効力を有することが確実であると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

(2) B案について

B案は、訴訟手続の中止をすることができる場合の要件はA案と同様とするものの、当事者の申立権を認めず、裁判所が職権によって訴訟手続を中止することができるものである。

また、B案は、当事者が中止についての決定に対する不服申立てをすることを許容すると、手続が重くなり、裁判の遅滞を招くなどの弊害が生ずるおそれがあることを考慮し、不服申立てを認めないとするものである。

2 乙案について

乙案は、外国裁判所に訴訟が係属し、その審理の状況を見守る必要がある場合には、日本の裁判所に提起された訴訟の弁論期日又は弁論準備期日の間隔を調整するなどして、柔軟に対応し、判決の抵触については、専ら外国裁判所の判決の承認の規律により対処すれば足りるなどとして、国際訴訟競合の場合について特段の規律を置かないものとする考え方である。

3 その他の論点について

前記のとおり、甲案は、国際訴訟競合について、訴えの利益の問題であることを前提としているが、国際裁判管轄の有無の判断を行う際に、外国裁判所に係属する訴訟の審理状況等を、特段の事情の要素として考慮することを排除するものではない。したがって、訴え提起の段階では、訴訟競合に関する主張と国際裁判管轄に関する主張がいずれもされ、裁判所が、係属中の外国裁判所の訴訟の審理状況等を考慮して、国際裁判管轄を否定することもあり得ると考えられる（部会資料12の国際訴訟競合に関する裁判例④及び⑧参照）。

また、甲案は、国際訴訟競合の有無の判断基準となる事件の同一性及び訴訟係属の意義については解釈に委ねることを前提とするものである。